

公安委員会定例会議(第9回)の開催状況

第1 日 時 令和5年4月5日(水)
午後2時10分～午後4時10分

第2 出席者 五葉委員長、曾我部委員、佐伯委員
本部長、総務室長、警務部長、生活安全部長、交通部長
警備部長、警察学校長、情報通信部長、刑事企画課長
監察官室長、総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本年3月22日、最高裁判所は、愛知県警察が沖縄県における米軍ヘリコプターの着陸帯移設工事の警備活動に、愛知県公安委員会の承認を得ず、警察本部長の専決で警察官を派遣したことを違法と判断した名古屋高等裁判所の判決を支持し、上告を退ける決定をしました。

本事案の概要は、沖縄県公安委員会が米軍ヘリコプター着陸帯移設工事に係る警備活動の援助を愛知県等6都府県の公安委員会に要求し、このうち5都府県は公安委員会が援助要求を承諾していましたが、愛知県警察は、警察本部長が専決し、公安委員会の承諾を得ていませんでした。専決とは、法令により公安委員会の権限に属する事務のうち、一定の事務を警察本部長等が公安委員会の名において権限を行使することをいいます。異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ公安委員会の議決又は委員と他の委員との協議による承認を得なければならぬとされています。

1審の名古屋地方裁判所は、「派遣決定は異例又は重要なものに当たるため、公安委員会の議決又は承認が必要である」とする一方、「事後的に警備課長から報告がなされたことなどから、手続的に違法であるとはいえない」と結論付けました。

これに対して2審の名古屋高等裁判所は、「本件派遣決定は、愛知県公安委員会に報告されているものの、事後的であることはもとより、個別審議において単に報告されたものにすぎず、公安委員会において実質的に審議を行って事後的な援助同意を行い、あるいは専決したことに対する追認を行ったものと評価することはできず、本件派遣決定は手続的に違法である」旨を判示し、愛知県知事に対して派遣に係る警察官の時間外勤務手当110万余円を愛知県警察本部長に賠償請求すべきであると命じ、最高裁もこれを認め、2審の判決が確定しました。

我々としても判決内容を重く受け止め、県警察と連携しつつ、適切な対応に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和5年第8回公安委員会定例会議の会議録について伺

いがあり了承した。

(2) 公安委員会宛て苦情申出の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情申出の受理について伺いがあり了承した。

(3) 警察署協議会委員の委嘱候補者の上申

総務室から、警察署協議会委員の委嘱候補者の上申について伺いがあり了承した。

(4) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会からの答申の受理

総務室から、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会からの答申の受理について伺いがあり了承した。

(5) 犯罪被害者等早期援助団体からの定期提出書類の提出

総務室から、犯罪被害者等早期援助団体からの定期提出書類の提出について伺いがあり了承した。

(6) 審査請求の申立て

警務部から、審査請求の申立てについて伺いがあり了承した。

(7) 禁止命令等実施報告（2件）

生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

(8) 愛媛県個人情報保護条例の改正に伴う業務委託契約の変更（3件）

生活安全部から、愛媛県個人情報保護条例の改正に伴う業務委託契約の変更について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和5年2月定例県議会の開催結果

総務室長から、令和5年2月定例県議会の開催結果について報告があった。

(2) サイバー犯罪疑似体験型コンテンツを活用した広報啓発活動の推進

生活安全部長から、サイバー犯罪疑似体験型コンテンツを活用した広報啓発活動の推進について報告があった。

委員から、「コンテンツの活用は実際の犯罪手口を疑似的に体験できるため具体的で分かりやすい。一人でも多くの県民に理解してもらえるように積極的に広報していただきたい」との発言があった。

委員から、「アクティブラーニングのような体験型の能動的な学習は教養効果が高いというデータがある。単に聞くよりも理解力が深まるのでぜひ進めていただきたい」との発言があった。

(3) 特殊詐欺に対する取締体制の強化

刑事企画課長から、特殊詐欺に対する取締体制の強化について報告があった。

委員から、「特殊詐欺は全国で発生しているため、県内はもとより全国警察とも連携を強化し、特殊詐欺に関する情報を入手した際には迅速に対応するなどして被害の抑止に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「最近の強盗事件は、特殊詐欺グループとのつながりが指摘されている。強盗事件の被害を防ぐ上で、特殊詐欺グループの検挙は

非常に有効であるため、引き続き取締りを徹底していただきたい」との発言があった。

(4) 交通重大事故抑止 3か月対策

交通部長から、交通重大事故抑止 3か月対策について報告があった。

委員から、「単独の重大事故が多発しており憂慮している。重大事故を防ぐには速度抑制が重要であり、効果的な取締りに努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「ガードレールの設置などの安全な道路環境の整備にも努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「重大事故の抑止に向けて、自転車のヘルメット着用率向上に取り組むとともに、幹線道路を中心とした速度抑制等にも努めていただきたい」との発言があった。

(5) 被疑者取調べ監督実施状況

総務室から、被疑者取調べ監督実施状況について報告があった。

(6) 警察官内定者の辞退

警務部から、警察官内定者の辞退について報告があった。

(7) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

(8) 雇用調整助成金等詐欺被告事件の判決

刑事部から、雇用調整助成金等詐欺被告事件の判決について報告があった。

4 その他

(1) 生活安全部長から、小学校入学式に合わせた新入学児童の見守り活動の実施について報告があった。

(2) 刑事企画課長から、松山西警察署管内で発生した殺人未遂事件の概要について報告があった。

(3) 本部長から、「委員説示において、警察官の派遣手続きに関する最高裁判決を御紹介いただいた。公安委員会に係る事務等について、県警察として適切な手続きの履行に努めてまいりたい」「4月1日付で異動が完了し新体制が発足した。4月は統一地方選挙があり、5月に予定されているG7広島サミットに向けた諸準備も既に進められている。新体制が発足して間がないが、県警察が一丸となり、選挙違反取締りやサミット警備はもとより、県民の安全・安心を確保するため、引き続き各種警察活動に全力で取り組んでまいりたい」との発言があった。

以上